

入札上の注意事項

(通常入札分)

1 入札会場における注意事項

次の各号に定める規律を守らなければならない。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による場合は、この限りではない。

(1) 入札は入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

原則として、入札会場には入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。

(3) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に、入札会場において、入札権限に関する別添委任状を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

(4) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。

イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者。

(5) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について 2 人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。

2 入札の方法等

(1) 入札書（別記様式 1）及び見積書（別記様式 2）は、所定の様式のものを使用すること。

(2) 入札書は 1 件ごとに 1 通を作成し、封かんのうえ、商号又は名称、件名及び入札書であることを表記して提出するものとする。

(3) 入札書（見積書）については、当日持参すること。ただし、郵便または信書便（以下「郵便等」という。）による場合は、当該入札書を提出期間内に提出しなければならない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書記載の方法で事前に質問することができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(6) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。また数字の頭に「¥」マークを記載すること。

(7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しない物で記載又は押印しなければならない（鉛筆書きによる記載は不可）。

(8) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。但し、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。

- (9) 入札参加者の代理人は、委任状に入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の金額を訂正することはできない。(入札金額を訂正する場合は、入札書を提出し直すこと。) また、入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (11) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札執行者は、必要と認めるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責任を負わないものとする。
- (13) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、総価（当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるもの）とする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、契約の際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (14) 予定価格の制限内の価格での有効な入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。
- ただし、郵便等による入札参加者がある場合は、別に日時を定めて入札する。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

3 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。(関与した全ての入札が無効)
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。(関与した全ての入札が無効)
- (4) 入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 入札書及び委任状において、委託業務等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において、必要な手続き要件を備えていないとき。
- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (12) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者（郵便等による入札参加者）があるときは、入札執行事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。ただし、郵便等による入札参加者が落札した場合は別途電話連絡により通知する。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札書を提出（郵便等による投函）するまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出又は郵便等（開札日時までに到達するものに限る）により、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (7) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定したものが押印し、さらに図書館長が、その送付を受けて押印するものとする。落札者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (8) 契約書及び契約書に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。